

## 「おかやま有機無農薬農産物」取扱店の指定に係る取扱いについて

制 定	平成13年 3月28日付け	生 第1287号農林水産部長通知
一部改正	平成17年 4月 1日付け	生 第 154号農林水産部長通知
一部改正	平成20年 1月29日付け	生 第 765号農林水産部長通知
一部改正	平成29年 3月30日付け	農産第1267号農林水産部長通知
一部改正	令和 3年 4月 1日付け	農産第67号農林水産部長通知
一部改正	令和 5年 3月 30日付け	農産第1361号農林水産部長通知

岡山県有機農業推進計画（令和5年3月農林水産部策定）5の（2）①に規定する取扱店の指定については、次のとおりとする。

### 記

- 1 「おかやま有機無農薬農産物」の取扱店の指定要件は次のとおりとする。
  - (1) 販売店
    - ア 「おかやま有機無農薬農産物」の産地育成に熱意と理解が深いこと。
    - イ 「おかやま有機無農薬農産物」の販売に積極的であり、かつ、年間を通じて一定量の販売があるか、又は販売が確実であると見込まれること。
    - ウ 一般の農産物と区分して、「おかやま有機無農薬農産物」の販売コーナー等を設置すること。
    - エ 「おかやま有機無農薬農産物」のPRに努めること。
  - (2) 料理提供店
    - ア 「おかやま有機無農薬農産物」の産地育成に熱意と理解が深いこと。
    - イ 「おかやま有機無農薬農産物」の料理提供に積極的であり、かつ、年間を通じて「おかやま有機無農薬農産物」を使った料理を提供できること。
    - ウ 「おかやま有機無農薬農産物」の産地、食材等の情報をメニュー等に記載して消費者へのPRに努めること。
    - エ 「おかやま有機無農薬農産物」の生産者との結びつきがあり、生産者からの推薦が得られること。
- 2 取扱店の指定を受けようとするときは、「おかやま有機無農薬農産物」取扱店指定申請書（別紙様式第1-1号）（以下「申請書」という。）により、取扱店毎にその代表者が取扱店の属する地域を所轄する県民局長又はその取扱店に出荷する有機無農薬農産物生産集団が所属する県民局長を経由して、知事に申請するものとする。
- 3 知事は、申請書の内容を審査して、1に規定する指定要件を満たし、適当と認めるときは、取扱店として指定し、「おかやま有機無農薬農産物」取扱店指定証（別紙様式第2号）（以下「指定証」という。）及び看板（別表）（以下「看板」という。）を県民局長を通じて交付するものとする。

なお、指定の有効期限は、5年とする。ただし、新規指定の場合は、指定を受けた年の翌年から5年後の12月31日までとする。
- 4 指定を受けた取扱店は、指定証を知事の求めに応じて明示できるよう保管するとともに、「おかやま有機無農薬農産物」取扱店の看板を消費者の見える場所に掲げなければならない。

- 5 取扱店の指定を継続しようとするときは、「おかやま有機無農薬農産物」取扱店指定更新申請書（別記様式第3号）（以下「更新申請書」という。）により、指定の有効期限の30日前までに2の規定に準じて、知事に申請するものとする。
- 6 知事は、5の規定により更新申請書が提出されたときは、3規定に準じて指定証を県民局長を通じて交付するものとする。
- 7 取扱店は、申請内容に変更があったときは、「おかやま有機無農薬農産物」取扱店申請事項変更届出書（別記様式第4号）により、速やかに2の規定に準じて知事に届け出るものとする。
- 8 取扱店は、「おかやま有機無農薬農産物」の取扱いを取りやめようとするときは、「おかやま有機無農薬農産物」取扱廃止届（別紙様式第5号）を県民局長を経由して知事に届け出るものとする。  
この場合において、交付されている指定証及び看板は、返却しなければならない。

#### 附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日より施行する。
- 2 この通知の施行の前に、岡山県有機無農薬農業推進要綱に基づき指定した取扱店については、なお従前の例によるものとする。

別表

(販売店)



Aサイズ (寸法: 45cm×45cm)

Bサイズ (寸法: 30cm×30cm)

(料理提供店)

「おokayama有機無農薬農産物」料理提供店



おokayama有機無農薬農産物を使った料理を提供します

「おokayama有機無農薬農産物」とは農薬・化学肥料を一切使用しないで生産された安全・安心な農産物です

岡山県

(寸法: 22cm×31cm)

「おかやま有機無農薬農産物」取扱店指定申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者

「おかやま有機無農薬農産物」を取り扱いたいので、岡山県有機農業推進計画（令和5年3月農林水産部策定）5の（2）①の規定に基づき申請します。

記

- 1 取扱店の名称 \_\_\_\_\_
- 2 取扱店の所在地 \_\_\_\_\_
- 3 取扱店の連絡先 電話番号： \_\_\_\_\_  
FAX・メール： \_\_\_\_\_
- 4 希望する看板 Aサイズ・Bサイズ（何れかに○をすること。）
- 5 「おかやま有機無農薬農産物」販売コーナー又は料理提供店舗の面積(予定)  
m<sup>2</sup>
- 6 年間取扱数量（計画）

品 目	数 量	産 地
	kg	

- 7 主な有機食材利用の料理（申請者が料理提供店の場合は記入すること。）

利用する食材	料 理 名

注）年間を通じて、常時2品以上の提供に努めること。

- 8 添付書類 生産者からの料理提供店推薦書（別紙様式第1-2号）

料理提供店推薦書

年 月 日

岡山県知事 殿

私ども生産者は、次の店を「おかやま有機無農薬農産物」料理提供店として推薦します。

記

1 料理提供店

名 称	住 所	農 産 物 名

2 推薦者名

集団名・氏名	住 所	備 考

※推薦者が生産集団の場合は、備考欄に生産者名を記入すること。

「おかやま有機無農薬農産物」取扱店指定証

年 月 日

(申請者) 殿

岡山県知事 印

岡山県有機農業推進計画（令和5年3月農林水産部策定）5の（2）①の規定により、「おかやま有機無農薬農産物」取扱店として指定します。

記

指 定 番 号 \_\_\_\_\_

指 定 年 月 日 \_\_\_\_\_

取 扱 店 の 名 称 \_\_\_\_\_

取 扱 店 の 所 在 地 \_\_\_\_\_

指 定 の 有 効 期 限 令和 年 月 日から令和 年 月 日

「おかやま有機無農薬農産物」取扱店指定更新申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者

指定番号 \_\_\_\_\_ で指定を受けた「おかやま有機無農薬農産物」取扱店について、取扱いを継続したいので更新申請します。

記

- 1 指 定 番 号 \_\_\_\_\_
- 2 取 扱 店 の 名 称 \_\_\_\_\_
- 3 取 扱 店 の 所 在 地 \_\_\_\_\_
- 4 年 間 取 扱 数 量 ( 計 画 )

品 目	数 量	産 地
	kg	

別紙様式第4号

「おかやま有機無農薬農産物」取扱店申請事項変更届出書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者

指定番号 〃 で指定を受けた「おかやま有機無農薬農産物」取扱店について、申請事項を下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

- 1 変更した年月日
- 2 変更した事項
- 3 変更した理由

(参考) 次の事項に変更が生じたとき、変更届を行ってください。

○申請者が法人の場合

申請者の住所（法人の住所）、名称（法人名）、代表者、取扱店の名称

○申請者が個人の場合

申請者の住所、取扱店の名称

※取扱店の所在地を変更したときは、取扱廃止届と併せて、新規に取扱店指定申請を行ってください。



「おかやま有機無農薬農産物」取扱廃止届

年 月 日

岡山県知事

殿

届出者 住 所  
名 称  
代表者

指定番号 \_\_\_\_\_ で指定を受けた「おかやま有機無農薬農産物」取扱店について、取扱いを取りやめるので届け出ます。

記

- 1 指 定 番 号 \_\_\_\_\_
- 2 指 定 年 月 日 \_\_\_\_\_
- 3 取 扱 店 の 名 称 \_\_\_\_\_
- 4 取 扱 店 の 所 在 地 \_\_\_\_\_
- 5 廃 止 の 理 由 \_\_\_\_\_